令和３年度
第７回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和３年度７回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和３年１０月２９日（金）　１３時２８分開会
　　１４時１９分閉会
開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１６名　欠席委員４名）

１番	平沖道徳	欠席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	欠席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	出席	
６番	今　鉄雅	出席	議事録署名委員
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	
９番	川端智之	出席	
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	欠席	
１２番	鈴木弘樹	出席	議事録署名委員
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	欠席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	森　周一
管理課長	田中康仁
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）
　　報告第２号　専決処分の報告について
　　（農地法第18条第６項合意解約の通知）
　　報告第３号　農地法３条の許可に係る報告について
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
　　議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
　　議案第３号　令和３年度第６号農地利用集積計画の決定について
　　議案第４号　農地法第18条第１項の規定による許可申請について
　　議案第５号　遊休農地の非農地判断について
日程第７　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、ただ今から、令和３年度第７回農業委員会総会を開催いたします。

本日、１番、平沖委員、３番、三溝委員、11番、遠藤委員、18番、山形委員は所用のため、欠席する旨の届け出がございました。

よって、委員20名中、16名が出席しており、会議は成立しております。

また、議案説明におきましては、議事進行を円滑かつ迅速に行うため、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症に係る緊急事態宣言は解除されておりますが、引き続き、議案書に記載されている内容の読み上げを一部省略させていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆様、ご苦労様です。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、6番、今委員、12番、鈴木委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程第4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　務　局　　令和３年度第６回総会以降の諸般の事項につきまして、お手元に配布している資料のとおりであります。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分の報告について（農地法第３条の３届出）】

議　　長　　次に日程第5、報告の部に入ります。（13：30）
初めに報告第1号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第1号について、ご説明申し上げます。
議案書1ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第3条の3の規定による届出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。
今月の農地法第3条の3の規定による届出は2件で、土地の所在等は、議案書1ﾍﾟｰｼﾞから2ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。なお、整理番号9の被相続人は△△△△さん、整理番号10の被相続人は△△△△さんです。
以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。
事務局からは、以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

【報告第２号　専決処分の報告について（農地法第１８第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に、報告第2号を議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第2号について、ご説明申し上げます。
議案書3ﾍﾟｰｼﾞをお開きください

農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

今月の農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の合意解約は2件で、土地の所在等は、議案書3ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号10につきましては、過去に経営移譲を受けて使用貸借している土地のうち、この度、住宅を新築するにあたり、通路として転用する部分のみを解約する案件であり、後ほど議案第2号にて、農地法5条転用許可申請についてお諮りする予定であります。

整理番号11につきましては、農用地利用集積円滑化事業により公益財団法人道央農業振興公社を介して行われていた△△さんと△△さんの間の賃貸借契約のうち、道央農業振興公社と△△さんの契約について、合意解約がなされたものであります。

土地所有者の△△さんと道央農業振興公社の契約については、後ほど議案第4号にて、解約許可申請についてお諮りする予定であります。

以上、報告第2号について、ご説明申し上げました。

事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第2号を報告済といたします。

【報告第３号　農地法第３条の許可に係る報告について】

議　　長　　次に、報告第3号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第3号について、ご説明申し上げます。

議案書4ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

令和3年度第4回農業委員会総会において買受適格証明願の承認を受けた願出人が買受者となり、農地法第3条の規定による許可申請があったことから、これを許可したので報告します。

当日配布資料の1ﾍﾟｰｼﾞに、報告第3号資料として、地番図を添

付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　報告は整理番号１の１件です。
　土地の所在等につきましては、議案書４ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。
　本件につきましては、9 月 24 日付けで申請があり、7 月 30 日に開催された第 4 回総会の決定に基づき、9 月 27 日付けで許可書を交付しております。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問をお受けします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第 3 号を報告済みといたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に日程第 6、協議の部に入ります。（13：34）
　はじめに、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 5ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
　今月の農地法第 3 条の許可申請は、所有権移転が 1 件、賃貸借権設定が 1 件です。
　当日配布資料の 2ﾍﾟｰｼﾞ及び 3ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 1 号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　初めに、整理番号 12 は、幌加の△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける所有権移転案件です。
　次に、整理番号 13 は、長沼町の△△△△さんが、経営を法人化することに伴い、個人の農地を法人に貸し付ける賃貸借案件です。
　土地の所在等につきましては、議案書 5ﾍﾟｰｼﾞから 6ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

整理番号 12 及び 13 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上、整理番号 12 及び 13 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 2 号についてご説明申し上げます。

議案書 7ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請があったので、可否につい審議意見を求めます。

当日配布資料の 4ﾍﾟｰｼﾞから 5ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 2 号資料として地番図等を添付しております。

今月の農地法第 5 条の規定による許可申請は 1 件です。

整理番号 5、転用を行う土地の所在等は議案書 7ﾍﾟｰｼﾞのとおりです。

先ほど報告第 2 号、整理番号 10 で解約のあった農地の転用案件です。

申請地の北側に宅地部分があり、南側に国道 337 号があります。

借主である△△△△氏が、北側の宅地部分に農家住宅を建てるに

あたり、宅地と道路を結ぶ通路を設置する転用申請であります。
当該地の農地区分は農用地区域内農地でありますが、農用地区域からの除外手続き中であり、除外後は甲種農地と判定される予定であります。甲種農地は、原則、転用不許可とされておりますが、地域の農業振興に関する地方公共団体の計画に基づき行われる農家住宅及びその付帯施設については、例外許可事由に該当します。
また、資力の確認については、住宅の通路の設置に伴う整地であるため、費用はかからないことを確認しております。
これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。
なお、本件につきましては30ａ未満の農家住宅の付帯施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。
以上、議案第２号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤田委員　　すぐ近くに○○○○がありますけど、これは通路ではないのですか。現況はどうなのですか。

事務局　　今回、△△△△さんがお家を建てるのは、この北側の宅地部分になるのですが、すでに△△△△さんのお父さん、△△△△さんのお家が建っていて、このお家に続く通路が○○○○になります。△△さんの住宅も通路を確保しなければいけないので、今回、転用して確保しました。建築基準法上で、それぞれ確保しなければいけないということです。

藤田委員　　分かりました。

議　　長　　他にございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第３号　令和３年度第６号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第 3 号、令和 3 年度第 6 号農用地利用集積計画ついてを議題といたします。
　まず、所 10 について事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 3 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 8ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。
　当日配布資料の 6ﾍﾟｰｼﾞから 8ﾍﾟｰｼﾞに議案第 3 号資料として、地番図、保有合理化事業ﾌﾛｰ図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　今月の案件は、所有権移転が 2 件になります。
　整理番号所 10 は、幌加の△△△△さんが、△△△△さんから農地を買い受ける規模拡大案件になります。土地の所在等は議案書 8ﾍﾟｰｼﾞのとおりです
　以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　以上、整理番号所 10 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

議　　長　　次の、所11については、議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
　暫時、休憩します。（13：42）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：42）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　続きまして、整理番号、所11は、令和3年度第6回総会、議案第3号、農用地の買入協議に係る要請についてにおいて可決したものであり、公益財団法人北海道農業公社から買入協議が成立した旨の通知があったことから、北海道農業公社が買入する農地保有合理化事業案件となります。
　土地の所在等は議案書8ﾍﾟｰｼﾞのとおりです
　北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。
　なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権の設定等を受ける場合には、法律上の要件は定められておりませんが、北海道農業公社が定めた農地保有合理化事業実施規程において買入の基準が定められており、所11は、本規程で定められた基準を満たしております。
　以上、所11について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。●●委員の退席を解きます。
　暫時休憩します。（13：44）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：45）

【議案第４号　農地法第１８条の１項の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、議案第 4 号、農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より、説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号について、ご説明申し上げます。
　議案書 9ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
　農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
　なお、可として議決した場合、北海道農業会議から答申後、許可書を交付することとします。
　議案第 4 号関連資料とした当日配布資料別冊に道央農業振興公社から提出のあった対応経過等を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
　整理番号 1、土地の所在等は、議案書 9ﾍﾟｰｼﾞの通りです。
　初めに、農地法第 18 条第 1 項の規定に基づく解約についてご説明いたしますが、農地の賃貸借の解約につきましては、農地法第 18 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、双方合意により、農地を引き渡す期限の 6 か月以内に解約成立した場合は、許可不要となっており、当委員会においては、ほとんどが、この合意解約でありますので、総会にて報告事項として説明させていただいております。
　しかしながら、本案件のように合意解約ではなく、種々の事情により、貸主または借主からの一方解約になりますと、この農地法第 18 条第 1 項のただし書きが適用されず、農業委員会の許可が必要となります。
　申請のありました農地につきましては、△△△△さんが、平成 30 年 2 月から農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画において、公益財団法人道央農業振興公社を介在とする農地利用集積円滑化事業にて△△△△さんに賃貸借されておりました。

今般、△△△△さんより当該地を中間で借り受けている道央農業振興公社から、△△△△さんとの賃貸借の解除をしたいとして、10月8日に許可申請があり、賃貸借の解除予定日及び土地の引き渡しを受けようとする時期は、ともに11月30日であります。

なお、道央農業振興公社と△△△△さんとの間の賃貸借につきましては、合意解約として、先ほど、報告第2号整理番号10で報告済みであります。

本件における賃貸借の解除等をしようとする理由につきましては、賃貸借の開始当初、当該利用集積計画の賃貸人であった△△△△さんが令和2年3月に亡くなったが、土地を相続した△△△△さんが、自らが所有する釜加の別な農地を非農地とする現況証明願を農業委員会が認めないことを理由に、道央農業振興公社の賃貸借に係る相続の手続きも解約の手続きもとらず、また、当該地に立入禁止看板とﾛｰﾌﾟを設置し、これも、農業委員会が、別な農地を非農地とする現況証明をしない限り撤去しないと主張し、本利用集積計画に基づく営農の継続に支障を生じているとのことであります。

なお、委員の皆さまにも別冊の当日配布資料として配布しておりますが、道央農業振興公社の対応経過、看板設置に伴う影響、立入禁止看板の写真についても確認しております。

以上のことから、北海道農地法関係事務処理要領により審査した結果、農地法第18条第2項第6号のその他正当の事由に該当するものであり、許可することが相当と考えられます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　暫時休憩します。（13：39）

議　　長　　再開します。（14：11）

これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に、発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

【議案第５号　遊休農地の非農地判断について】

議　　長　　次に、議案第 5 号、遊休農地の非農地判断についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 5 号について、ご説明申し上げます。
議案書 10ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて（農地法運用通知）の規定に基づき、次の土地が農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて、審議意見を求めます。
なお、非農地として決定した場合、非農地通知書を発出することとします。
当日配布資料の 10ﾍﾟｰｼﾞに議案第 5 号資料として地番図を、11ﾍﾟｰｼﾞ及び 12ﾍﾟｰｼﾞに現地写真を添付しておりますので、議案書と合わせてご確認願います。
土地の所在等は、議案書のとおりです。
当該地の経過ですが、△△△△さんの父親の所有であった平成 23 年に、代物弁済のため、△△△△さんに仮登記が付され、同年にその仮登記の権利を△△△△さんが買い、その後、△△△△さんが、平成 28 年 12 月 21 日に農地法により父親から所有権を取得しております。
しかしながら、駒里○○○○については、狭小地で森林の様相を呈しているほか、○○○○については、昭和から平成にかけて□□が埋設されており、△△さんも、重機で土地の切り替えしを行ってはおりますが、農地利用の見込みが立っていない状況です。
このため、先月開催された、令和 3 年度の農地ﾊﾟﾄﾛｰﾙの調査結果に基づく報告・検討会にて、再生利用が困難な遊休農地に判定されましたことから、今回、所有者からの依頼なくして農地法第 2 条第 1 項の農地に該当するか否かについて、総会に諮るものであります。
以上、議案第 5 号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたが、この件について地区委員から補足があればお願いします。

中　村　委　員　　△△△△さんの土地について、補足説明します。

この遊休農地のうち、駒里〇〇〇〇については、狭小地の上、森林の様相を呈しており、地番図を見ていただければ分かると思いますが、針のような細い土地で、ここは木が生えてしまっていること、それから、〇〇〇〇については、昭和から平成にかけて、△△さんが経営していた△△△△の時代から、□□を処理するために、多くの量を埋設しており、地形も平らではありません。

谷のような感じになっていて、真ん中が低くなっております。

△△さんは、農地取得後、幾度か重機で切り返しを行っており、土地は幾分平らになりましたが、依然として、□□のため、農地利用ができる見込みがたっておりません。

また、ここは袋地で非農地に囲まれていることから、非農地にしても周辺に影響が少ないため、農地性は無いとして判断することもやむを得ないと考えております。

私からは以上です。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定いたしました。

これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、その他として事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。

口　　頭	今後の日程について
その他資料1	10月15日現在の農作物の生育状況について
口　　頭	要覧ちとせの配布について
	地区別農業委員等研修会資料の配布について
	大地編集委員会の開催について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：19　閉会）